

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 諫早特例休猟区

(1) 区域

長崎県諫早市栗面町に所在する主要地方道諫早飯盛線と諫早市道駄森小ヶ倉線との接点を起点とし、同所から同市道を南東へ進み、同市道と市道栗面小ヶ倉線との接点に至り、同所から同市道を南東へ進み、同市道と市道諫早有喜線との接点に至り、同所から同市道を南東へ進み、同市道と市道古場早見線との接点に至り、同所から同市道を南東へ進み、同市道と一般国道251号との接点に至り、同所から同一般国道を西へ進み、同一般国道が諫早市と旧飯盛町との行政界と交わる点に至り、同所から同行政界を北から西へ進み、同行政界と主要地方道諫早飯盛線との交点に至り、同所から同主要地方道を北へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで(3年間)

2 島原特例休猟区

(1) 区域

長崎県島原市に所在する一般国道251号線と主要地方道愛野島原線との交点を起点とし、同所より同主要地方道を西から北西及び北東に進み旧島原市と旧有明町の行政界との交点に至り、同所より同行政界を北東に進み一般国道251号線との交点に至り、同所より同一般国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで(3年間)

3 有川中部特例休猟区

(1) 区域

長崎県新上五島町七目郷所在、普通河川七目川河口を起点とし、同所から海岸線(最大千潮時において陸地化する部分を含む。以下海岸線について同じ。)を東へ進み、蛤浜、茂串半島を経て二級河川大川河口に至り、同所から同河川を上流へ進み一般園道384号との交点に至り、同所から同一般国道を北東へ進み一般県道太田有川港線との交点に至り、同所から同一般県道を南東へ進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南へ進み蝙蝠鼻、藤崎を経て同町鯛ノ浦阿瀬津郷所在、普通河川榎木田川河口に至り、同所から同普通河川を上流へ進み主要地方道有川奈良尾線との交点に至り、同所から同主要地方道を北へ進み町道七目箒山線との交点に至り、同所から同町道を西に迂回しながら北へ進み一般国道384号との交点に至り、同所から同一般国道を東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで(3年間)